

## 河野談話の評価と課題

西野 瑠美子

### はじめに

1990年6月、参議院予算委員会で日本政府は「(従軍慰安婦は)民間業者が軍と共に連れ歩いたもの」と、軍関与を否定した。いわゆる、「慰安婦」の徴集や運営は軍には関係なく、やったのは業者だということである。業者に責任を転嫁するこの政府答弁は、沈黙を守っていた韓国の「慰安婦」被害女性の強い怒りを買ひ、金学順さんの出現<sup>\*1</sup>とアジア各地の被害女性の告発に繋がっていった。

軍関与を否定した日本政府への抗議が日本・韓国の女性団体<sup>\*2</sup>を中心に燃え上がるなか、1992年1月に中央大学の吉見義明教授が軍関与を示す資料<sup>\*3</sup>を発表し、軍関与はもはや否定できない事実となる。そのため当時首相であった宮沢喜一氏は訪韓の折、盧泰愚大統領に「お詫び」を表明するに至った。

その後、日本政府は第一次・第二次と政府調査を行い、1992年7月に第一次調査結果の報告を、1993年8月に第二次調査結果の報告を行い、それらを踏まえて1993年8月4日、河野洋平内閣官房長官(当時)は、慰安所の設置・管理、「慰安婦」の募集・移送などの軍関与はもとより、「慰安婦」の募集や慰安所での生活の強制性を認め、「お詫びと反省の気持ち」を表明する談話(河野談話)を発表した。談話は「歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意」をも明らかにし、後の中学校歴史教科書全社に「慰安婦」が記述されること(義務教育で「慰安婦」問題を教えること)に通路を開いたのである。

### 河野談話が認めた「強制」への抵抗

河野談話が発表されて以降、強制を否定する言説(国家責任の回避)は事あるごとに繰り返されてきた。昨年11月4日には、歴史事実委員会<sup>\*4</sup>がアメリカニュージャージー州の地元紙スターレジャー紙に、「日本軍による強制連行を裏付ける資料はない」「(日本軍は)強制募集や誘拐を禁じていた」など、強制を否定する意見広告を掲載した。

意見広告の内容は2007年にワシントンポスト(6月14日付け)に「THE FACTS」と銘打って掲

載した意見広告とほとんど同じであった。ちなみに2007年当時はそれが引き金となり、「心からの謝罪」を求める米下院決議や「謝罪・補償」などを求めるEU決議などが世界各地で次々に出されることとなった。

強制否定論を牽引してきた安倍晋三氏は2007年当時、「間に入った業者が事実上強制していた広義の強制性はあった」(2007.3.5参議院予算委員会)と主張。いわば強制したのは業者で、軍ではないというものだ。彼らはまた、強制連行されたという被害者の証言は裏付けがなく信ぴょう性がないと否定し、「(慰安婦は)公娼制度の下で働いていた女性たちだ」という。

これらは河野談話が認めた軍による強制性を真面向から否定するもので、安倍首相は昨年あたりから河野談話の「修正」を一層激しく主張するようになった。もし、河野談話が書きかえられ、「強制」の認定を反故にするようなことがあれば、アジア各国との信頼関係は崩れ、東北アジアの平和と安定は危ういものとなり、歴史問題は取り返しのつかない緊張関係の時代に踏み込むこととなるだろう。そこで、河野談話が認めた事実関係を、特に強制性に焦点をあてて検証してみたいと思う。

### 証言に重なる河野談話が認めた「強制」

河野談話で強制性を認めた下りは、①「慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、その場合も、甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、更に、官憲等が直接これに加担したこともあった」という部分と、②「慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった」の部分である。

まず、「慰安婦」の募集(徴集)において「甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例」に、「官憲等が直接これに加担したこともあった」かどうか、ということである。現在、日本で見ることのできる「慰安婦」被害者の証言記録は、裁判の訴状や陳述はもとより、数々の証言録が刊行されている。例えば朝鮮女性の場合、52名中詐欺・甘言による連行は32名(62%)、拉致は15名(29%)である。このうち軍人や警察・巡査による連行は18名である。また、52名中45名が未成年の連行であり、48名が国外移送となっていて、官憲等により拉致的に連行されたケースは確かに確認

できる。

同じく植民地支配の下にあった台湾女性の場合、15名中詐欺・甘言が13名、拉致が1名で、軍人・警察・巡査による連行は7名となっている。また、8名が未成年で、11名が国外に移送されている。拉致は少ないが、騙して「慰安婦」にしたケースに軍人や警察が関わったケースは半数近くあるのだ。

一方、拉致連行は、占領地・侵略地の場合もつと露骨である。中国人女性の場合、28名中27名が日本軍による拉致であり、連行されたうちで未成年は20名となっている。フィリピン人女性の場合、58名中日本軍人に拉致されたのは57名、未成年は45名である。東ティモール人女性の場合、21名中21名全員が脅迫を含む権力を利用した連行であった。名乗り出ているマレーシアの女性も自宅から軍人に連れ去られており、インドネシアの収容所から慰安所に連れていかれたオランダ人女性も権力を使った連行であった。このように、占領地では、拉致連行がほとんどで、河野談話が記すように「甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められ」、「官憲等が直接これに加担したこともあった」ことは間違いない。

安倍氏らは被害女性の証言は信憑性が無いと言うが、彼女たちの連行方法や、河野談話も認めている慰安所における壮絶な強制的・過酷な状況は日本の民事裁判で事実認定されており<sup>\*5</sup>、被害者証言は重要な証拠として挙げるができるのだ。

#### 何を指して「強制連行」というか？

先程、各国の連行事例で未成年の連行について触れたが、「未成年の連行」は強制連行の一部を占める概念だからである。「強制連行」を論じるとき、まずはその概念を正確に定義することが必要であろう。その場合、「慰安婦」徴集に関係する当時の国際醜業条約や刑法が役立つ。

当時日本はいくつかの国際醜業条約に加盟していた<sup>\*6</sup>。そこでは、醜業(売春)を目的に未成年(満21歳未満)を勧誘・誘引・拐去することは、たとえ本人が承諾していたとしても違法行為であるとしている。

\* 「何人たるを問わず他人の情欲を満足せしむるため醜行を目的として未成年の婦女を勧誘し誘引し又は拐去(=だまして連れ去る)したる者は本人の承諾を得たるときと雖又右犯罪の構成要素たる各行為が異りたる国に互りにて遂行せられたるときと雖罰せらるべし」(第1条)と規定している。未成年とは、1927年に日本政府は「満18歳未満」の留保条件を撤廃したので、それ以降は満21歳。(醜業を行はしむる為の婦女売買禁止に関する国際条約)

未成年ばかりではない。成年女性であっても、醜業のために詐欺・暴行・脅迫・権力濫用その他一切の強制手段で勧誘・誘因・拐去することは、違法行為であった。

\* 「何人たるを問わず他人の情欲を満足せしむるため醜行を目的として詐欺に依り又は暴行、脅迫、権力濫用其の他一切の強制手段を以て成年の婦女を勧誘し誘引し又は拐去したる者は右犯罪の構成要素たる各行為が異りたる国に互りにて遂行せられたるときと雖罰せらるべし」(第2条)(同前)

また、刑法第33章「略取及び誘拐の罪」も、「未成年者を略取又は誘拐してはならない」としている(第224条 未成年者略取及び誘拐)。また、成年であっても、「営利、わいせつ又は結婚の目的で、人を略取又は誘拐してはならない」(第225条 営利目的等略取及び誘拐)とあり、更に、「日本国外に移送する目的で人を略取又は誘拐してはならない」(第226条第1項 国外移送目的略取等)、「日本国外に移送する目的で人を売買し、又は略取され、誘拐され、若しくは売買された者を日本国外に移送してはならない」(第226条第二項 (国外移送目的略取等)とされていた。ちなみに略取とは暴行・脅迫を手段とする場合で、誘拐とは欺罔・誘惑を手段とする場合である<sup>\*7</sup>。

河野談話では強制連行を「本人の意思に反した連行」と表現しているが、当時の法的・国際的概念からいえば、「強制連行」は具体的に以下のように整理することができる。

#### i 未成年の連行

ii 成年でも、「慰安婦」にすることを目的に詐欺・暴行・脅迫・権力濫用その他一切の強制手段による勧誘・誘因・拐去

iii 日本国外に移送する目的での略取・誘拐

iv 日本国外に移送する目的での売買や、略取・誘拐・売買された者の日本国外への移送

つまり、拉致的連行とは強制連行の一部であり、「慰安婦」徴集の全体像を朝鮮人女性の「拉致連行」ケースのみで議論しようというのは、そもそも無謀かつ恣意的な議論である。

「慰安婦」にされたのは朝鮮人女性だけではなく、台湾・中国・フィリピン・インドネシア・マレーシア・タイ・ビルマ・東ティモール・グアム等々、日本軍が侵略・占領した各地の現地人女性がいたことを疎外してはならない。「慰安婦」集めは植民地下朝鮮・台湾と中国などの占領地では特徴が異なり、「慰安婦」問題を朝鮮人「慰安婦」問題としてのみ

論じるロジックに引き込まれては全体像が見えなくなり、危険である。

強制を議論する時に押さえておきたいことは、「慰安婦」問題は拉致的連行だけに矮小化して語ることはできないということだ。強制的・違法な徴集・連行・移送に加えて、慰安所での拘束（自由の束縛）・人間の尊厳の剥奪・継続的強かん・戦後の遺棄などをトータルに見なければならぬのである。

#### 慰安所の設営指示と設置・管理

河野談話は、「慰安所は、当時の軍当局の要請により設営されたもの」と、軍が主体であったことを認めているが、否定論を主張する人々は、「やったのは業者だ」という。河野談話が明確に軍の設営を認めたのは、数々の資料で確認されたからだ。例えば上海派遣軍参謀副長であった岡村寧次は自らが創設者であることを語っている（稲葉正夫編『岡村寧次大将資料』上巻・戦場回想篇）し、上海派遣軍高級参謀であった岡部直三郎の日記には、慰安所の実現に着手する旨が記されている（『岡部直三郎大将の日記』1932年3月14日）。また、北支那方面軍参謀長岡部直三郎が出した「軍人軍隊の対住民行為に関する注意の件通牒」（1938年6月27日）には、「日本軍人ノ強姦事件カ全般ニ伝搬シ実ニ予想外ノ深刻ナル反日感情ヲ醸成セルニ在」るため、「速ニ性的慰安ノ設備ヲ整へ」と、慰安所設置の指示を出している。

また、安藤利吉司令官当時の第21軍司令部は「慰安所は所管警備隊長及憲兵隊監督の下に警備地区内将校以下の為開業せしめり」としていたように（『戦時旬報』）、軍が慰安所の統制・管理をしていた記録は複数発見されている。したがって、軍が「直接・間接に加担していた」ことは間違いないが、あえて言うならば、「関与」という言葉は曖昧であり、指示・命令の責任の主体がほかにあるかのような印象を与える。慰安所は軍の後方施設として設置されたことからすれば、「軍が慰安所設置や統制・管理を行っていた」というのが妥当である。

#### 「慰安婦」の移送

否定論が避けている議論に、「慰安婦の移送」がある。実は、移送は「慰安婦」の強制移送（違法連行）に軍が主体的に関わっていたことを示す重要な根拠である。「慰安婦」の国外移送はそれ自体、刑法に触れることであったことはすでに述べたが、当時、「慰安婦」を国外に移送する場合、陸路以外は

船が使われたことに注目したい。当時、民間の船はなく、すべての船舶は軍が接収しており、船舶はすべて軍の管理下にあった。しかるに、軍の許可なくして「慰安婦」を乗船させ戦地に送ることなどできなかったのである。女性たちが移送されたということは、軍の許可があつてこそこのことなのだ。

#### 河野談話の継承は、そこでの誓いを受け継ぐこと

河野談話が発表されて以降、歴代内閣は河野談話の継承を表明してきた。2007年当時の安倍内閣でさえ、継承を表明している。繰り返すが、河野談話は軍関与と強制を認め、「歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ」る決意を表明している。このことは、中学校歴史教科書全社に「慰安婦」が記述され、教育の機会が保障されることに、日本政府がリーダーシップを発揮すべき立場にあることを示している。にも関わらず、昨年来、安倍氏らにより、河野談話の修正が取り沙汰されてきた。過去の戦争が美化され、愛国心・国民としての誇りが執拗に語られ、それとセットで「慰安婦」の強制論が推し進められていることを、見落としてはならない。

私たちは二度と戦争をしたくない。戦争とは、人権侵害の極致たる状況であり、人権侵害が平和を構築する手段になるはずはない。人権が尊重されない時代、それは、戦争の足音が近づいている時代なのだ。非戦・平和の砦たる河野談話を守るのも、今を生きる我々の次世代への使命ではないかと思う。

#### 【注】

- \* 1 1991年8月、「慰安婦」にされたことを公に名乗り出る。同年、アジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求訴訟の原告となり提訴。
- \* 2 韓国挺身隊問題対策協議会。1990年11月に発足。「民間業者がやったもの」という軍関与を否定する答弁に抗議の声を上げる。
- \* 3 『軍慰安所従業婦等募集に関する件』（1938.3.4）・『軍人軍隊の対住民行為に関する注意の件通牒』（1938.6.27）・『第二軍状況概要』（1938.12.10）・『戦時旬報』（1939.4.11-20）・『大東亜戦争関係将兵の性病処置に関する件』（1942.6.18）
- \* 4 歴史事実検討委員会はすぎやまこういち氏（作曲家）・屋山太郎氏（政治評論家）・櫻井よしこ氏（ジャーナリスト）・花岡信昭氏（ジャーナリスト）・西村幸祐氏（評論家）が呼びかけ人として名を連ねている。
- \* 5 『司法が認定した日本軍「慰安婦」』（坪川宏子・大森典子/かがわ出版2011）
- \* 6 ・醜業を行はしむる為の婦女売買取締に関する国際協定（1925.10.21加入/1904年協定）・醜業を行はしむる為の婦女売買禁止に関する国際条約（1925.10.21加入書寄託/1910年条約）\*朝鮮・台湾・関東租借地には適用されない。・婦人及児童の売買禁止に関する国際条約（1925.12.25批准書寄託/1912年最終議定書）
- \* 7 長崎事件大審院判決（1937.3.5）は、女性を騙して国外の慰安所に送ることは国外移送目的誘拐罪にあたるという判断を示した。